

## まちづくりワークショップを開催！

問合先 政策推進課政策担当

**鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想の策定を進めています**

まちづくり構想の策定に向けて、9月11日に「まちづくりワークショップ」を開催しました。引き続き、地域ニーズを反映させた構想づくりを進めるため、皆さんの意見・提案をお待ちしています。

### 実施内容

・参加者20人を3つの班に分け、まち歩きを実施（南市民センター・鶴ヶ丘児童公園・鶴ヶ島文化会館・鶴ヶ島駅西口商店会）

・南市民センターに戻り、班ごとに、各自気付いたことを「強み・魅力」「弱み・問題点」の観点から意見交換

・班ごとに出た意見を模造紙にまとめ、各班の代表者が発表し、参加者全員で結果を共有

**こんな意見が出ました（一部紹介）**

（通り・道路について）  
 ・スピードを出す車が多い。歩行者が安全に通行できるような整備が必要  
 ・鶴ヶ島駅西口商店会は、個

人経営のお店が多いのが強み（鶴ヶ丘児童公園の再整備について）

・（株）関水金属新工場との一体整備が良いと思う。  
 ・地域住民の利用を第一に考え、日常的な利活用ができるようになるが良い。  
 ・市外からの来訪者の対策が必要

（公共施設の再編について）  
 ・この地域には児童館がなく、図書館分室の開館時間も限られているため、放課後などの子どもの居場所があると良い。  
 ・用事のある人しか行かない施設ではなく、多機能化して、多くの人が気軽に立ち寄れる施設になると良い。  
 ・駐車場の確保が課題  
 （その他）

・鶴ヶ島駅周辺地区の住環境は良いと思う。この地区ならではの魅力が出せると良い。  
**皆さんの意見・提案を募集しています**

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



詳細はこちら

## 鶴ヶ島市プレミアム商品券のご案内

問合先 産業振興課商工労政担当

**プレミアム商品券の利用が始まります**

**利用期間** 11月1日(火)～令和5年1月31日(火)

※ 利用期間以外の利用はできません。商品券を利用できる方は、事前申込の上、電子商品券または紙商品券を販売期間中に購入された方です  
**商品券利用店舗** 商品券が利用できる店舗(加盟店)は、10月7日現在約150店舗です。随時更新されますので、利用前に専用ホームページでご確認ください。

**プレミアム商品券の二次販売を行います**

**商品券の種類** 電子商品券  
 (約9700セット)

**販売価格** 1セット1万円  
**プレミアム率** 30%

**購入できる方** 申込時点で市内在住の方

**購入限度** 一人当たり5セットまで。一次販売購入者も新たに申込みできます。

**申込方法** スマートフォンで専用ホームページからアプリをダウンロードして申込み

**申込期間** 11月1日(火)～15日(火)

**抽選結果** 申込数が発行数を上回った場合は、抽選になります。抽選結果は、アプリから11月21日(月)頃にお知らせします。

**購入方法** クレジットカード決済または指定のコンビニエンスストア(アプリでお知らせします)で入金してください。

**販売期間** 11月24日(木)～12月9日(金)

**加盟店を募集します**

**対象店舗** 飲食店、小売店、サービス業などを営む市内にある店舗または鶴ヶ島市商工会員の店舗

※ 加盟店登録を希望する店舗は、専用ホームページでの登録が必要です

**募集期限** 12月28日(水)

※ 商品券の申込方法や利用方法、加盟店の登録など、詳しくは、専用ホームページをご覧ください



詳細はこちら

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

問合せ先 福祉政策課給付金担当

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きいい低所得世帯（住民税非課税世帯など）に対して1世帯当たり5万円を支給します。

**対象および受給方法**

①基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯は除く）を対象と思われる世帯に対し、「給付金支給要件確認書」を送付します（11月下旬頃）。同封の記入例を参考に対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

**②家計急変世帯**

①のほか、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当（※）となった世帯

※ 世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12）が住民税均等割非課税水準以下であること（適用される限度額は、別表参照）

②は申請が必要です。申請書は市ホームページからダウンロード

### 別表 住民税非課税相当収入限度額表

扶養している親族の状況		非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がない場合		93万円
配偶者・扶養親族	1人を扶養している場合	137万8000円
	計2人を扶養している場合	168万円
	計3人を扶養している場合	209万7000円
	計4人を扶養している場合	249万7000円

※ 生活保護基準の級地区分3級地の場合の例です（鶴ヶ島市の級別金額）  
 ※ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合の額は204万4000円未満です。これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します



市HPはこちら

ンロードするか、担当窓口で配付しているものをご利用ください（受付は11月下旬から）。

**支給額**

1世帯当たり5万円（1世帯1回限り、①、②の重複受給はできません）

**申請期限**

令和5年1月31日（火）まで

**提出・問合せ先**

福祉政策課給付金担当

## 学校給食用物資納入業者登録申請の受付

問合せ先 学校給食センター ☎285・6596

令和5・6年度の学校給食用物資納入業者を登録するための申請受付を行います。申請様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

**業種**

- 野菜および果実類
- 肉類および鶏卵
- 乳製品
- 大豆加工品
- こんにゃく類
- 乾物（缶詰、調味料など）
- 冷凍冷蔵食品

**申請書配布期間**

11月15日（火）～30日（水）

**受付期間**

12月1日（木）～9日（金）



市HPはこちら

**申請方法**

申請様式の配布、受付とも学校給食センター（〒350-1221 太田ヶ谷79-12）へ。

## 競争入札参加資格審査申請の受付

問合せ先 財政課契約担当

令和5・6年度に市が発注する物品・その他の競争入札（参加資格審査申請の受付を行います）。

**受付期間**

12月1日（木）～28日（水）

**申請方法**

財政課契約担当へ郵送（消印有効）または直接

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください



市HPはこちら

**入札参加資格の有効期間**

令和5年4月1日～令和7年3月31日

## 在宅で生活するための高齢者向け福祉サービスを紹介します

問合せ 健康長寿課高齢者福祉担当

在宅サービス事業	内容
紙おむつ給付(※)	常時寝たきりの状態、重度の認知症で尿意便意が全くないなどにより、常時紙おむつを使用する必要がある方に、毎月自宅まで紙おむつの配達を行い、購入費の一部を給付します。
配食サービス(※)	身体的、精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、お弁当を配達します。
徘徊高齢者見守りシールの配付	認知症などにより徘徊行動のある高齢者の方に、QRコードが印刷された見守りシールを配付します。
緊急時通報システム	疾病などが原因で緊急時の対応が困難な高齢者の急病や事故などに対応するため、緊急通報装置を設置し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者などの関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。
ごみ戸別収集サービス(※)	ごみなどを集積所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問し、ごみなどの収集を行います。
移送支援サービス(※)	家族による移送または一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者などに対し、専門の移送用車両により、外出の支援をします。
訪問理美容サービス(※)	理容店または美容店に行くことが困難な在宅の高齢者などに対し、理美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを提供します。

※印は、要介護認定された方が対象です

現在、市で行っている介護保険以外の高齢者向け福祉サービスです。申請については、事前にケアマネジャーか健康長寿課にご相談の上、行ってください。



各サービスの案内はこちら

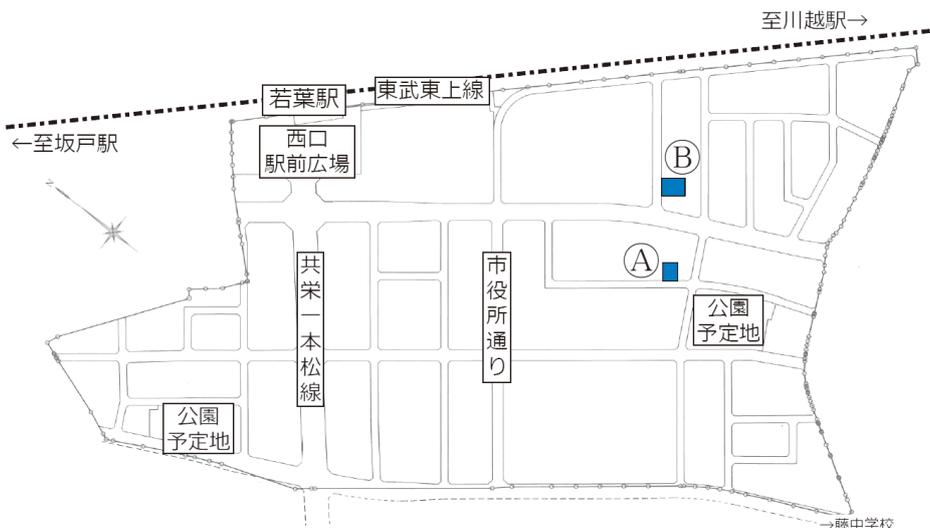


各サービスの申請書はこちら

各サービスには、対象要件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 区画整理地内の保留地公売(第2回)のお知らせ

問合せ 区画整理課事業担当



坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を抽選で公売(第2回)します。  
**抽選参加申込受付期間**  
 10月18日(火)～11月30日(水)8時30分～17時15分(平日のみ)  
**受付場所**  
 区画整理課(市役所2階)

**抽選日** 12月14日(水)  
**抽選場所** 市役所5階会議室  
**注意事項**  
 抽選参加を申し込む方は、書類の提出などが必要です。詳細は、市ホームページまたは区画整理課で配布している「保留地公売案内」で確認してください。

番号	面積 (㎡)	公売価格	備考
①	約153	2646万9000円	若葉駅から約410m 徒歩約5分
②	約186	3143万4000円	若葉駅から約360m 徒歩約4分

# 11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

問合せ 女性センター ☎287・4755

## 暴力は人権侵害です

「DV防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)が施行されてから20年以上が経ち、DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉の意味を多くの人が知るようになりました。

配偶者やパートナー(別れた後も含む)からの暴力(DV)、交際相手(別れた後も含む)からの暴力(デートDV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、女性が被害者になる割合が高く、著しい人権侵害です。

## 暴力の種類

暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではありません。

**精神的暴力** 思い通りにならな  
いと不機嫌になる、無視する、  
大声で怒鳴る、見下すなど

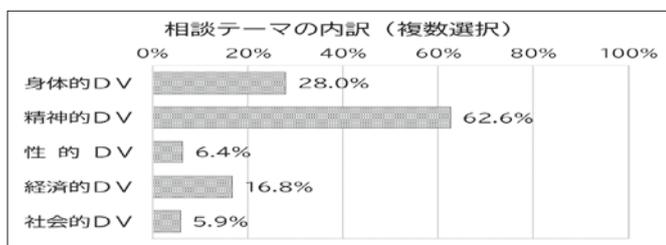
**性的暴力** 性行為を強要する、避  
妊に協力しないなど

**経済的暴力** 生活費を渡さない、  
妻が外で働くことを嫌がる、家  
計を厳しく管理するなど

**社会的暴力** 人付き合いを制限す  
る、交友関係を監視する、スマー  
トフォンの履歴チェックなど

令和3年度前期に内閣府の「DV相談+(プラス)」に寄せ

られた相談のうち、約6割が精神的暴力を含んだ内容という結果が公表されました。



資料 内閣府「令和3年度前期DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書」(令和4年3月)



報告書全体はこちら

## 気軽に相談ください

DVや性暴力など、自分の努力だけでは解決できない困難を抱えた場合は、決して一人で悩まないでください。暴力を受けた側は悪くありません。

無料で相談できる下記の相談機関では、被害を受けている方の安全と自立のために必要な支援を行っています。

秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

### 【主な相談機関】

相談機関	受付・相談時間など	相談内容ほか
市役所 配偶者暴力相談支援センター (女性相談・DV相談(要予約)) ☎298・7716	【相談日】月・水・金曜日 10時～16時 ※ 祝日、年末年始を除く 【予約受付】月～金曜日 8時30分～17時15分、 土曜日 8時30分～12時 ※ 祝日、年末年始を除く	【女性相談】女性が抱える様々な悩み 【DV相談】身体的、精神的、性的、経済的暴力
女性センター (女性のための法律相談(要予約)) ☎287・4755	【相談日】第2水曜日 10時～13時 【予約受付】火～土曜日 9時～17時15分 ※ 祝日、年末年始を除く	離婚、DV、性的被害、職場の問題、相続など、女性が抱える法的な問題 ※ 新型コロナウイルス感染症防止のため、原則電話相談ですが対面相談も可
DV相談+(プラス) ☎0120・279・889 メールとチャットはQRコードから	電話相談(24時間) メール(24時間) チャット相談(12時～22時)	DVに関する相談 10か国語対応
DVお悩みチャット@埼玉	日・水・金曜日 15時～20時30分 ※ 年末年始を除く	DVに関する相談 ※ 安全確保のため、お手持ちの携帯などに相談記録が残りません
県婦人相談センター ☎048・863・6060	月～土曜日 9時30分～20時30分 日曜日、祝日 9時30分～17時 ※ 年末年始を除く	DVに関する相談
県男女共同参画推進センター ☎048・600・3800	月～土曜日 10時～20時30分 ※ 祝日、第3木曜日、年末年始を除く ※ インターネット相談可(24時間)	DVなど、女性が抱える様々な悩み
西入間警察署 ☎284・0110 緊急時は☎110	年中無休(24時間)	犯罪被害、DV、ストーカー行為などに関する相談
県性暴力等犯罪被害専用電話 アイリスホットライン 全国共通番号☎8891 または☎0120・31・8341	電話相談(24時間) 面接相談 月～金曜日 8時30分～17時(予約制)	性暴力、性犯罪被害相談 医療機関受診による支援(付添支援など、産婦人科、精神科)弁護士による法律相談などの支援(連絡調整、付添支援など)
よりそいホットライン ☎0120・279・338→[3]を押す	年中無休(24時間)	性暴力、DVなど女性の相談

## 11月は児童虐待防止推進月間です～「もしかして？」ためらわないで！189(いちはやく)～

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和3年度、県内の児童相談所が対応した虐待相談件数は1万7606件でした。令和2年度(1万6902件)に比べ704件増えており、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。

### 児童虐待とは

**身体的虐待** 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどをさせる、首を絞める、戸外に締め出すなど

**心理的虐待** 否定的・差別的な言葉を繰り返す、無視、DVの目撃、子どもの面前でのけんか、他のきょうだいと差別的な扱いなど

**性的虐待** 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

**ネグレクト(養育の拒否・怠慢)** 食事を与えない、入浴させない、登校させない、車や家に置き去りにする、子どもにとって必要な情緒的愛情に応えない、保護者以外の同居人などが虐待を行っているにもかかわらず放置するなど

**迷わずご連絡ください**  
市は、複雑化する児童虐待の問題に、より専門的に対応

するため、令和3年10月より子ども家庭総合支援拠点を開設しています。ケースワーカーや家庭児童相談員などが、関係機関と協力し、児童虐待や子育て相談などに対応しています。

児童虐待により、子どもの命が奪われる悲しい事件があるとを絶ちません。

地域の方々の「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。「おや？」と気になることがありましたら迷わずご連絡ください。

※ 連絡者の秘密は守られます。匿名でも構いません

### 児童虐待に関する連絡先

・児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎1189 ※ 24時間

・川越児童相談所 ☎223・4152

・こども支援課子育て支援担当 ☎271・1111

子どもが一人で出歩いているなど、緊急の場合は警察へ110番通報をお願いします。

### 子育てに困ったときの相談先

子育てについての相談があれば、ぜひご連絡ください。  
・児童・家庭総合相談窓口(こ

## 11月は子供・若者育成支援強調月間です

問合せ先 市青少年健全育成連絡協議会事務局(こども支援課内)

こども支援課 ☎271・1111  
保健センター ☎271・2745  
【里親普及講座(12月実施)】  
里親制度の説明と映画上  
映会の詳細はこちらから



【こども食堂フォーラム】  
埼玉県が実施するこども食堂フォーラムの詳細はこちらから



深夜外出やスマートフォンによるトラブル、不登校、貧困など、青少年をめぐる環境は急激に変化しています。青少年による非行や犯罪を増加させている要因の一つとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや、規範意識の低下など「大人の責任」が問われています。

市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗への青少年の帰宅推奨のお願いや、防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

### は 青少年健全育成推進協議会と

市内5地区(各中学校区に1地区)で地域の方々が会員となり、青少年の育成と安全な地域づくりのために、様々な活動を行っています。

子ども・若者の育成支援のため、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

**子どもたちのためにできること**

- ・登下校の時間に合わせて散歩する↓子どもたちの見守りにつながります。
- ・玄関外の電灯をつけておく
- ↓人目につかない薄暗い場所が減ることは、青少年を犯罪被害から守ることに効果的です。
- ・スマートフォンのフィルタリングを積極的に導入する↓SNSなどがきっかけで青少年が性犯罪の被害に遭うこともあります。

**トラブルに巻き込まれたら**

- ・警察相談専用電話 ☎#9110
- ・チャイルドライン(18歳以下対象) ☎0120・99・7777
- ・消費者ホットライン(買い物などのお金のトラブル) ☎188

## 障害者週間(12月3日～9日)をご存じですか

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

障害者週間は、障害者基本法により、国民一人ひとりが、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられています。

市では、市内障害者団体と協力し、市民の皆さんに障害者への理解を深めていただくために様々な事業を予定して

います。ぜひ、お越しく下さい。

**障害者団体などの紹介(パネル展示)**

市内障害者団体や障害者を支援する団体、障害福祉サービス事業所の活動の様子をパネル展示で紹介するとともに、障害者就労施設などの物品販売も行います。

**期間** 12月6日(火)～16日(金)  
(土・日曜日を除く)

**場所** 市役所1階ロビー

## 11月は「ねんきん月間」です

問合せ先 保険年金課国民年金担当

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけています。この機会に「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録や年金見込額などを確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンからいつでも利用することができます。利用方法は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

また、ねんきん月間に合わせて川越年金事務所職員による年金相談会を実施します。保険料の納付相談や受け取る

年金のことなど、年金制度に関して分からないことがあれば、この機会にぜひご利用ください。ただし、保険料の収納はできません。

**日時** 11月17日(木)10時～15時

**場所** 若葉駅前出張所(ワカバウォーク内)

**その他** 年金手帳、年金証書などをご持参ください。本人以外に関する相談には、その他に、委任状と代理人の本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要となります。



日本年金機構HP

## 障害者用駐車場は必要な人のために

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当



障害者用駐車場とは、車いす使用者や、体の不自由な高

齢者、障害者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人のための幅の広い駐車区画のことです。

必要がない人は駐車しない。皆様の御理解、御協力をお願いします。

## 交通事故などで治療を受けるときは連絡を

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故や飼い犬にかまれたなどの第三者による(他人の行動が原因となる)行為によってけがや病気となり、保険証を使用して治療を受ける場合は、事前にけがをした際の状況をご連絡ください。内容によつては、届出が必要な場合があります。

また、医療機関へ第三者行為による治療であることを伝えてください。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療広域連合で立て替

え払いをし、あとで加害者に請求することになります。

事前に連絡なく加害者から治療費を受け取ったり、示談に応じたりすると、国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療広域連合から治療に対する医療費の給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、次のような場合には、保険証は使用できません。

①けんか、酒酔い運転によるけがなど(社会的に非難される不法行為など)

②仕事中や通勤途中のけがや病気(労災保険や他の保険の対象となるもの)

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』 秋季全国火災予防運動を実施します

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

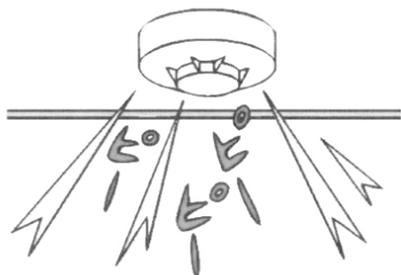
11月9日(水)から15日(火)は、秋の全国火災予防運動期間です。

**令和3年中における管内の火災原因ワースト3**

- 放火(疑いを含む) 28件
- 電気機器など 3件
- こんろ 3件

**あなたの命を守る住宅用火災警報器の設置はお済みですか？**

寝室などに煙式の警報器を設置しましょう。また、設置がお済みの方は定期的に警報器の掃除や点検をお願いします。



**防火ポスターの優秀作品が決定!**

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市の小学3・4年生の児童を対象とし、夏

休み期間中に『防火ポスター』を募集しました。

その結果、280点の応募があり、53点が入選しました。さらに、その中から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。



**最優秀作品**  
長久保小学校4年 田中 優衣さん

**優秀作品**  
藤小学校4年 忍足 優羽さん  
長久保小学校3年 井出 一磨さん  
ほか、坂戸市内の小学生4人

これらの入選作品は秋季全国火災予防運動期間中を目安に次のとおり展示します。

**展示場所** 市役所1階ロビー  
**展示期間** 11月2日(水)～16日(水)

※ 土曜日午後・日曜日、祝日を除く

地産地消でつながる・つなげる農業へ

問合せ 産業振興課農政担当

第37回鶴ヶ島産業まつり 駐車場のご案内

問合せ 産業振興課商工労政担当

11月12日(土)・13日(日)に第37回鶴ヶ島産業まつりが運動公園で開催されます。

前回開催時は市役所を来場者駐車場とし、会場へのシャトルバスを運行していましたが、今年度は鶴ヶ島グリーンパークが来場者駐車場となり、シャトルバスは運行しません。

詳細は、折込みチラシをご覧ください。

旬の農産物が多く出回る11月は、「埼玉県地産地消月間」です。

地産地消とは、地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組です。

**地産地消の主な効果**

- ・消費者にとって「農家の顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮で安心・安全な農産物を消費できる。

- ・生産者には、消費者ニーズに対応した生産が図られる。
- ・自給率の向上につながる。
- ・食育の機会として重要
- ・地域の食材を活用して地域



の伝統的な食文化の継承につながる。

・輸送距離の短縮により地球温暖化などの環境問題に貢献

**市の農業と主な取組**

市の農業の特徴は、消費地と生産地が近いという利点を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に少量多品目の作物を生産する農家が多いことです。

市では、地産地消や地場産農産物のPRのため、地域の消費者との交流・体験活動の実施、朝市の開催、野菜シールの普及、学校給食での地場産農産物の利用などの取組を行っています。

## 不法投棄をさせないようにしましょう

問合せ先 生活環境課環境推進担当

**不法投棄をされてしまったら**  
 所有地(管理地)への不法投棄を目撃した場合は、危険なので注意や追跡などは行わずに西入間警察署に連絡し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴などを伝えて行為者の特定を依頼してください。

不法投棄者が判明しない場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その土地の所有者(管理者)が自らの責任で処分しなければなりません。

**連絡先** 西入間警察署 ☎284・0110

### 不法投棄をさせないために

土地の所有者(管理者)は次のような工夫を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。  
 ・定期的な見回りをし、土地の状況を常に把握するようにする。  
 ・草木の除草や伐採を行い、見通しのよい環境を整える。  
 ・フェンスや柵を設置し、侵入できないようにする。

### 市の取組について

不法投棄パトロールを定期的に行っています。また、不法投棄防止のための啓発看板を配付しています。看板をご希望の方は、生活環境課(市役所2階)までお越しください。



### 不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律で禁じられています。違反すると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)またはその両方が科せられます。



## 野外焼却は禁止されています

問合せ先 生活環境課環境保全担当

埼玉県生活環境保全条例では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。市には、「近所でごみを燃やして煙で困っている」や「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。

家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。



次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます  
 ①落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの  
 ②稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却  
 ③キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください

- ①紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
- ②よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
- ③風向きを考えて焼却する
- ④火の粉が飛ばないように焼却する
- ⑤焼却が終わるまでその場から離れない

⑥条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

※ ①から⑥を順守した上、近隣住民へ配慮して実施してください

## ペットは責任をもって飼いましょう

問合先 生活環境課環境推進担当

### ペットを飼う心構え

ペットに対する責任と社会に対する責任があることを認識しましょう。飼い主とペットが幸せに暮らし、近隣の人にも理解してもらえ、飼いが理想です。また、途中で飼うことをあきらめ、ペットを捨てたりしないで、命を全うするまで世話をしましょう。

### 飼い犬

- ・リードなどでつなぐか、柵や檻などの中で飼う。
- ・鳴き声、悪臭などで近隣の人に迷惑をかけない。
- ・散歩のとき、ふんは持ち帰り、おしっこは水できれいに洗い流す。

### 犬の登録

生後91日以上の犬の所有者は、飼い犬を市に登録することが義務づけられています。住所変更・飼い主変更・犬が死亡した場合も届出が必要です。

### 狂犬病予防注射

生後91日以上の犬の所有者は、毎年4月1日から6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。今年度は、新型コ

ロナウイルス感染症まん延防止の観点から、接種期間が12月31日まで延長されています。期間内に余裕をもって、各動物病院で予防注射の接種をお願いします。

### 犬についての相談

飼い犬が人をかんでしまったなどの問題が発生した場合は、直ちに保健所へ連絡してください。また、保健所では犬の飼い方（鳴き声、放し飼い）などで困っている場合、必要に応じて飼い主への指導を行っています。

問合先 坂戸保健所 ☎ 283・7815

### 飼い猫

- ・できるだけ室内で飼う。
- ・家の中にトイレを用意して使わせる。
- ・飼い主を特定するため、首輪や名札などをつける。
- ・不妊手術のすすめ

猫は、生後6〜9か月で妊娠・繁殖が可能となります。年に3回以上の出産が可能で、一度に5匹程度産まれるとも言われています。産まれてくる命すべてに責任を持ち、きちんと世話をすること

は簡単ではありません。無制限に繁殖させないためにも、避妊や去勢手術ができるだけ受けさせるようにしましょう。

### 猫についての相談

埼玉県動物指導センターでは、猫の正しい飼い方についての相談と指導を行っています。また、ホームページに

は猫の飼い方などが、詳しく掲載されています。  
問合先 埼玉県動物指導センター ☎ 048・536・2465



猫を飼うときに  
知っておきたいこと

## 全国一斉緊急地震速報訓練および 全国一斉情報伝達訓練を行います

問合先 危機管理課防災危機管理担当

市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）を設置されています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、このシステムを使用した全国一斉の緊急地震速報訓練と情報伝達訓練を行います。

訓練用緊急地震速報の放送  
放送日時 11月2日(水)10時頃  
放送内容 「(チャイム音) こちらは、防災つるがしまです。ただ今から訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(くり返し3回)」

こちらは防災つるがしまです。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)」

※ 緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます

※ 放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう

情報伝達訓練用放送  
放送日時 11月16日(水)11時頃  
放送内容 「(チャイム音) こちらは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回) こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)」

※ いずれも災害時などは訓練を中止する場合があります

## 確定申告はご自宅から

問合せ 税務課市民税担当



確定申告会場は、どの会場も大変混雑します。来年の確定申告は、ぜひ電子申告(e-Tax)(※)をご利用ください。

パソコンやスマートフォンなどで、簡単に確定申告をすることができます。確定申告期間中は、24時間いつでも申告可能です。また、確定申告書を印刷して紙で提出することもできます。

※ e-Taxは、インターネットを使用して電子的に確定申告ができるシステムです

**電子申告(e-Tax)には、次のようなメリットがあります**

①どこでも パソコンやスマートフォン・タブレットがあればできる

②便利に 案内のとおり、入力していくだけで完了する

③時間短縮に 長い時間待たずにできる

④新型コロナウイルス対策に 人混みに出かけずに申告できる

場所	若葉駅前出張所	市役所	西市民センター	大橋市民センター
日にち	12月8日(木)	12月 9日(金) 12月14日(水)	12月15日(木)	12月16日(金)
時間	1回目10時～11時 2回目13時30分～14時30分		10時～11時	
定員	1回目 20人 2回目 20人	1回目 14人 2回目 14人	20人	20人
持ち物	スマートフォン・タブレット、マイナンバーカード(お持ちの方)			

※ 講習会で使用する通信料は自己負担となります(Wi-Fiはありません)

※ 給与収入や公的年金収入などの方向けの講習になります

スマートフォン・タブレットを使った**確定申告の講習会(予約制)**

スマートフォン・タブレットを使った確定申告(電子申告)の操作方法をお伝えする講習会を左記の日程で行います。あわせてマイナンバーカード申請の支援を行います。

**対象** 市内在住の方



人確認書類(顔写真付き)の場合1点、顔写真なしの場合2点)をお持ちください。

**マイナンバーカードの申請**

確定申告の電子申告はマイナンバーカードで行えます。講習会とあわせてマイナンバーカードの申請を希望される方は、講習会終了後、写真撮影を行い、オンラインでマイナンバーカードを申請する手伝いを職員が行います。本人確認書類



講習会申込はこちら

**予約方法** ウェブか電話での予約制。ウェブ予約は、QRコードから予約ページへアクセスし、必要項目を入力して予約してください。市ホームページからもアクセスできます。

電話予約は、講習希望日、希望回、氏名、住所、電話番号、マイナンバーカード申請希望の有無を税務課市民税担当へ。

申込開始は、いずれも11月7日(月)です。

## 「広報つるがしま」に掲載する有料広告を募集しています

「広報つるがしま」は、毎月1回(3万4000部程度)発行し、市内の全世帯、事務所などに配布しています。ぜひ、「広報つるがしま」で、皆さんの会社やお店のPRをしませんか。

### 広告の規格と概要

▶**掲載料** 1枠(縦48mm×横178mm) 30,000円/回  
半枠(縦48mm×横88mm) 15,000円/回

▶**掲載位置** 原則として、「information」のページ下段。ただし、ページ数の増減により、掲載位置が変更になる場合があります。

▶**申込方法** 広報つるがしま発行月の前々月の20日までに申込書に必要書類を添えて、窓口・メール・ファクシミリで申し込んでください。

▶**掲載決定** 申込書などの提出後、内容を審査して広報掲載の可否を決定します。掲載予定枠を超える申込みがあった場合には、内容を審査の上、抽選により決定します。

▶**その他** 詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ 秘書広報課広報広聴担当



詳細はこちら